東芝は差別争議の全面一括解決を決断せよ

申立て中労委命令取消請求事件 やかに是正すべきです。 条による差別、 差別なくせと東芝事業所を包囲 九月二〇~二二日に全国行動

議は、 労連の支援を受けた支援共闘会 解決を勝ち取るため めて東芝に企業の社会的責任を 東芝の事業所が所在する地方 九月に全国的な運動を強

して差別してきました。

東芝賃金資格差別争議とは

東芝は、公安警察出身者により秘密組織「東芝扇会」 を育成し、組合役員を扇会員で占め、日本共産党員や 自主的に組合活動に取り組む人たちを「問題者」扱い

88年に「労働運動を強める東芝の会」を結成しました。 94年の労働運動を強める東芝の会総会で、思想信条や

組合活動による差別をなくすため「東芝の職場を明る

くする会」の結成と差別是正闘争の方針を決めました。

会は、95年に労働委員会へ申立て、96年と03年に差別 是正社長申入れ運動に取り組み、2001年に地労委で、

03年からの第2次申立てと申立外の仲間が力を合わせ、

04年に中労委で全面勝利命令を勝ち取りました。

全面一括解決をめざして闘っています。

は出され

には八十六団体百六十六人が参 全面一括解決をめざす要請行動 けた動きをつくり出しました。 は、第二次申立て (九名)の 本経団連などへ東芝争議の早期 七月二十日に行われた首都 同日の神奈川

う社内規則を実行する責任があります。 的な理由に基く差別を行わない」とい など業務遂行上直接関係のない非合理 明記されている「基本的人権を尊重し、 差別が生まれてい 労働委員会命令で断罪され 東芝事業行動基準に います。 契約社員など新 すみやかに差別 これ

の中では、

東芝は、 西田社長には、 差別のない明る 場をつくるために

東芝は不当労働行為 差別的取

援を受けて各地域労連の の協力を要請しました。 動と東芝に争議の早期解 八月には、 九月の全国行 全労連の支

男女差別をすみ



差別をなくすためにも頑張ります。

東芝争議支援共闘会議・東芝の職場を明る〈する会 2005年 8月

TEL 044-211-5164 〒210-0006 川崎市川崎区砂子2-11-20大幸ビル402 川崎労連内

川崎市幸区塚越2-225 安伸ビル

044-533-1408

11万アクセス突破「東芝の職場」で検索を